

屋外における喫煙規制の状況について

自治体等の名称	基本計画等（喫煙に関する記載を抜粋）	名称	施行	規制内容			
				対象	屋外（路上喫煙・ポイ捨て禁止以外）	路上喫煙（網掛け＝罰則なし）	ポイ捨て禁止（網掛け＝罰則なし）
厚生労働省	<p>【健康日本21（第2次）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●目指すべき姿 <ul style="list-style-type: none"> ・全ての国民が共に支え合い、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会 ●生活習慣及び社会環境の改善（基本的な方向） <ul style="list-style-type: none"> ・喫煙対策 <ul style="list-style-type: none"> ① 成人の喫煙率の減少（喫煙をやめたい人がやめる） ② 未成年者の喫煙をなくす ③ 妊娠中の喫煙をなくす ④ 受動喫煙（家庭・職場・飲食店・行政機関・医療機関）の機会を有する者の割合の減少 	健康増進法第25条（受動喫煙防止対策）	H15.5.1	施設 の 出入口	<p>【H22.7.30 生活習慣病対策室長事務連絡】</p> <p>①健康増進法第25条の「受動喫煙」には、施設の出入口付近に喫煙場所を設けることで、屋外から施設内に流れ込んだ他人のたばこの煙を吸わされることも含むため、喫煙場所を施設入口から極力離すなど、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 ②施設を訪れる人が、その出入口において、たばこの煙に曝露されることも指摘されているところであり、この点についても、御配慮頂きたい</p>	<p>【H22.2.25厚生労働省健康局長通知】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●多数の受動喫煙防止対策の方向性等々 ①多数者が利用する公共的な空間については、原則として、全面禁煙であるべき。 ②全面禁煙が極めて困難な場合においては、当面、施設の態様や利用者のニーズに応じた適切な受動喫煙防止対策を進める。 ③特に、屋外にあって子どもの利用が想定される公共的な空間では受動喫煙防止のための配慮が必要である。 	<p>【健康増進法】</p> <p>第25条 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることという。）を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>
神奈川県	<p>【かながわ健康プラン21（第2次）（H25～H34年度）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●目指す姿 ⇒ 「いのちが輝き、誰もが元気で長生きできる神奈川県」 ●健康づくりのために取り組む目標 <ul style="list-style-type: none"> ①生活習慣改善の促進（社会的な目標） <ul style="list-style-type: none"> ・成人喫煙率の減少 男性 H22 30.8%⇒目標25% 女性 H22 8.3%⇒目標6% ・未成年者の喫煙をなくす（H22 男性8.3%、女性5.3%） ・妊娠中の喫煙をなくす（H23 3.5%） ・条例により公共的施設での受動喫煙遭遇機会を減らす ・受動喫煙の健康への悪影響の普及啓発により、職場や家庭での受動喫煙の遭遇機会を減らす ②たばこを吸わない・やめよう（個人の取組み目標） <ul style="list-style-type: none"> ・禁煙したいと思った時がチャンス。禁煙にチャレンジしよう ・未成年者はたばこを吸わない ・妊婦の喫煙は赤ちゃんにも影響。たばこを吸わない・やめよう ・周囲の人へたばこの煙を吸わせない 	神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例	H22.4.1		<ul style="list-style-type: none"> ●公園等で子どもがたばこの煙に曝されないよう受動喫煙防止対策の取組みについて各市町村健康増進担当課長に依頼（H26年2月） ●施設の出入口付近の吸殻入れを移動、撤去するなど施設利用者がたばこの煙に曝されないよう配慮を日本フランチャイズチェーン協会等に依頼（H26年3月） ●学校出入口、敷地内及びその周辺での喫煙に対する配慮を県私立幼稚園連合会等に依頼（H26年2～4月） ●駅、屋外施設及びその周辺での喫煙に対する配慮を東日本旅客鉄道株式会社等に依頼（H26年3～6月） ●バス体での喫煙に対する配慮を県バス協会に依頼（H26年2月） 	資料集31参照	
		神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例	H19.4.1			<ul style="list-style-type: none"> ●何人も、海岸、河川、道路等において、みだりに・・・たばこの吸い殻等を捨てることにより、県土の美しい環境を損なってはならない。（第7条） ●違反者に対する罰則なし 	
		神奈川県海水浴場等に関する条例	H22.5.15	海水浴場	<ul style="list-style-type: none"> ●何人も、海水浴場の開場時間中は、当該海水浴場内（喫煙専用区域を除く。）において喫煙してはならない。 ●違反者に対する罰則なし 		
横浜市	<p>【第2期健康横浜21（H34年度まで）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●基本目標 10年間にわたり健康寿命を伸ばす ●ライフステージ別行動目標 <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児期～青年期 ⇒ 受動喫煙を避ける ●指標 未成年者と同居する者の喫煙率（今後の調査により目標値を設定） 	横浜空き缶等及び吸い殻等の散乱防止に関する条例	H8.4.1 (H19.9.1)		<ul style="list-style-type: none"> ●何人も喫煙禁止区域内（横浜駅周辺、MM21、関内、鶴見駅周辺等の地区）で喫煙してはならない（第11条の3） ●違反者は2万円以下の過料（第30条） ●喫煙の定義（第2条） たばこを吸うこと及び火の付いたたばこを持つことをいう。 	<ul style="list-style-type: none"> ●何人も吸い殻をみだりに捨ててはならない（第8条） ●市長は、美化推進重点地区（都心部6箇所、各区20箇所）において、空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止についての施策を重点的に実施するものとする。（第10条） ●違反者は2万円以下の罰金（第28条） 	
川崎市	<p>【第2期かわさき健康づくり21（H26～H34年度）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●計画の基本事項 <ul style="list-style-type: none"> ②健康寿命の延伸と健康格差の縮小③一時予防の重視と重症化予防 ●計画の基本目標 <ul style="list-style-type: none"> 「生涯を通じた主体的な健康づくり」と「市民の健康づくりを支える環境整備」の両輪による施策の推進 ●目標実現に向けた施策 <ul style="list-style-type: none"> ア 健康的な生活の実践・イ 生活習慣病の予防 ⇒ 受動喫煙防止対策の徹底 <ul style="list-style-type: none"> ・受動喫煙のリスクの普及啓発の継続 ・特に健康被害の影響の大きい子ども達への受動喫煙を防ぐため、親世代への普及啓発 ・公共の場及び職場での受動喫煙防止対策の徹底 ●目標値 COPDと喫煙の関連性の認知度の増加 成人の認知度 現状25%⇒目標80% 	川崎市路上喫煙の防止に関する条例	H18.4.1		<ul style="list-style-type: none"> ●市民等は、重点区域（川崎駅、武蔵小杉駅、新百合ヶ丘駅等の周辺）において路上喫煙してはならない。ただし、市長が別に定める場所においては、この限りでない。（第8条） ●違反者は、2万円以下の過料 		
		川崎市飲料容器等の散乱防止に関する条例	H7.7.1		<ul style="list-style-type: none"> ●何人も、道路、広場、公園、河川その他公共の場所に飲料容器等（たばこの吸い殻）をみだりに捨ててはならない。（第6条） ●散乱防止重点区域（主要駅周辺など）において違反した者は2万円以下の過料（第9条） 		
相模原市	<p>【さがみはら健康プラン21（H25～H29年度）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●基本方針 市民が主体の健康づくりの推進 ●目標Ⅰ 喫煙する人を減らします <ul style="list-style-type: none"> ・喫煙による喫煙者本人や受動喫煙による周囲の人の健康被害を確実に減少させるため、喫煙する人を減らします。 ●目標Ⅱ 未成年者の喫煙及び中高生の成人後の喫煙意向をなくす 	相模原市ごみの散乱防止によるきれいなまちづくりの推進に関する条例	H10.4.1		<ul style="list-style-type: none"> ●市民等は、重点区域（川崎駅、武蔵小杉駅、新百合ヶ丘駅等の周辺）において路上喫煙してはならない。ただし、市長が別に定める場所においては、この限りでない。（第8条） ●違反者は、2万円以下の過料 	<ul style="list-style-type: none"> ●何人も、公共の場所等に空き缶等及び吸い殻等をみだりに捨ててはならない。（第7条） ●重点地区（橋本駅周辺地区、相模原駅周辺地区、相模大野駅周辺地区）において、吸い殻等をみだりに捨てた者で、警告、命令に従わない場合は、3万円以下の罰金（第20条） 	
		相模原市路上喫煙の防止に関する条例	H24.10.1		<ul style="list-style-type: none"> ●市民等は、禁止地区（橋本駅、相模原駅等の周辺地区）及び重点禁止地区（市内13駅周辺、各駅周辺に近接する保育所、幼稚園、小・中学校等の外周道路）において路上喫煙してはならない。（第9条） ●路上喫煙の定義（第2条） ●道路等でたばこを吸う行為及び火の付いたたばこを持つ行為をいう。ただし、道路交通法第2条第1項第9号に規定する自動車の車内においてこれらの行為を行うことを除く。 		

自治体等の名称	基本計画等（喫煙に関する記載を抜粋）	名称	施行	規制内容			
				対象	屋外（路上喫煙・ポイ捨て禁止以外）	路上喫煙（網掛け＝罰則なし）	ポイ捨て禁止（網掛け＝罰則なし）
藤沢市	<p>【藤沢市健康増進計画（第2次）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●平成36年度に向けた目標 ・生活習慣病、生活習慣病の重症化の波を乗り越え、健康寿命の延伸、健康格差の縮小を達成する ●上記の目標を達成するため受動喫煙のないまちづくりを目指す <p>【藤沢市公共施設等における受動喫煙防止を推進するためのガイドラン】</p> <p>①未成年者や妊婦・有病者などの利用が想定される学校や医療機関などの施設における敷地内禁煙</p> <p>②子どもをはじめとする不特定又は多数の者が利用する駅周辺や公園、道路など公共的場所（屋外）における禁煙等</p>	藤沢市きれいで住みよい環境づくり条例	H19.7.20			<ul style="list-style-type: none"> ●何人も、禁止区域（藤沢駅、湘南台駅、辻堂駅の周辺）において、灰皿が設置されている喫煙場所以外で喫煙をしてはならない。（第8条） ●警告・命令に従わない違反者は2万円以下の罰金（18条） ●喫煙の定義（第2条） <p>たばこを吸うこと又は火のついたたばこを所持することをいう</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●何人も、公共の場所（公園、広場、道路、海岸、その他の公共の用に供する場所）に空き缶、空き瓶、たばこの吸い殻その他の廃棄物を投棄し、又は放置してはならない。（第9条）
		<p>藤沢市公共施設等における受動喫煙防止を推進するためのガイドラン</p> <p>（資料集15参照）</p>	<p>子どもをはじめとする不特定又は多数の者が利用する公共的場所（屋外）</p> <p>●禁煙（目指す姿）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●次の場所から十分な距離を置いて喫煙所を設置 <ul style="list-style-type: none"> ・建物の出入口や窓、人の往來の多い区域（通路や非喫煙者も使う休憩場所等）、子どもの利用が想定される空間 ●風向きや利用頻度等に応じて囲いやついでたの設置についても考慮 ●タバコを吸わない人（特に未成年者や妊婦など）が立ち入らないようにポスター等の表示 				
横須賀市	<p>【横須賀市健康増進計画（第3次）（H25～H34年度）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●全体目標 健康寿命の延伸と健康格差の縮小 ●基本的な方向 健康の維持向上のため生活習慣の改善と環境 ●基本的な方向（喫煙） ・たばこを吸う人を減らす 成人19.2%⇒12%以下/未成年2.9% ⇒0% ・家庭での分煙率を増やす 69.8% ⇒ 80.0% 	ポイ捨て防止及び環境美化を推進する条例	H9.10.1 (H19.7.1)			<ul style="list-style-type: none"> ●市民等は、路上禁煙地区（横須賀中央駅周辺）において、路上喫煙をしてはならない。（第12条） ●違反者への罰金はなし 	<ul style="list-style-type: none"> ●何人も、ポイ捨てをしてはならない。（第8条） ●違反者には、2万円以下の罰金（第20条） ●路上禁煙地区（横須賀中央駅周辺）は、ポイ捨て自粛
平塚市	<p>【平塚市健康増進計画（第2期）（H27～H36年度）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●基本理念・基本方針 ・生きがいのある暮らしの実現に向けて、健やかな地域づくり・人づくりを進めよう ●基本方針1⇒生活習慣病の発症予防と重症化予防。 ①たばこの健康影響についての十分な知識の普及、 ②未成年者の喫煙防止、 ③受動喫煙の害を排除又は減少させるための環境づくり（分煙） ④禁煙希望者に対する禁煙支援 ●乳幼児期・学童・思春期の目標と取組み ・受動喫煙を避けよう ・妊娠中又は授乳中は禁煙を。家族や周囲の人は、妊産婦や乳幼児を受動喫煙から守るために、喫煙場所などに配慮 ●青年期、壮年期、高齢期の目標と取組み ・喫煙の害から身を守ろう。COPDについて知ろう 	平塚市さわやかで清潔なまちづくり条例	H18.10.1			<ul style="list-style-type: none"> ●何人も、路上喫煙禁止区域（人の往來の多い場所で、指定された区域内の道路、歩道、広場、公園などの公共の場所）においては、定められた場所以外の場所では、喫煙をしてはならない。（第10条） ●違反者で、指導又は警告、命令に従わなかった者は2万円以下の罰金（第25条） ●喫煙の定義（第2条） <p>たばこを吸うこと及び火のついたたばこを所持することをいう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●何人も、空き缶等又は吸い殻等をみだりに公共の場所等（道路、公園、広場、河川、海岸その他の公共の用に供する場所（以下「公共の場所」という。）及び他人が所有し、占有し、又は管理する土地、建築物その他の工作物）に放置し、又は投棄してはならない。（第5条） ●違反者で、指導又は警告、命令に従わなかった者は2万円以下の罰金（第25条）
鎌倉市	<p>【鎌倉市健康づくり計画（H28～H37年度）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●基本目標 一人ひとりの自立（律）した生活と地域全体の健康づくり（健康寿命の延伸、生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底） ●子ども1期（0～12歳）でみんなでできること ・受動喫煙を防ぐために、「分煙」を徹底していく。妊婦さんや子どものまわりでは喫煙しない。 ●子ども2期（13～19歳）でみんなでできること ・未成年者には吸わせない。子どもが集まる場合は禁煙にする。 ●青年期、壮年期、高齢期でみんなでできること ・喫煙場所を人の集まる場所から遠くにする。 ・勤務時間内は喫煙禁止（残業中も含む・市役所で実施中） 	鎌倉市路上喫煙の防止に関する条例	H21.4.1			<ul style="list-style-type: none"> ●市民等（観光旅行者も含む）は、禁止区域（鎌倉駅、大船駅の周辺）において路上喫煙（火の付いたたばこを所持することも含む）をしてはならない。（第8条） ●違反者で、路上喫煙に係る中止指導、中止命令に従わなかった者は、2千円以下の過料 	<ul style="list-style-type: none"> ●何人も、空き缶等（たばこの吸い殻を含む）をみだりに捨ててはならない。（第9条） ●滞在者（観光旅行者、市内に通勤又は通学をする者その他市内に滞在し、又は市内を通過する者）は、屋外で自ら生じた空き缶等（たばこの吸い殻を含む）を持ち帰り、又は回収容器等に収納しなければならぬ。 ●違反者への罰則はなし
小田原市	<p>【小田原市健康増進計画（H25～H34年度）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●基本目標 健康寿命の延伸 ●基本方針 生活習慣病の予防を中心とした健康づくり ●喫煙の目標 禁煙を目指します ・成人の喫煙率の減少 17.7%(H23)⇒12% ・妊娠中の喫煙をなくす 4.8%(H22)⇒0% ・未成年者の喫煙をなくす 1%（-）⇒0% ・家庭で受動喫煙の機会を有する者の割合の減少 43.5%(H23)⇒0% 	小田原市きれいなまちと良好な生活環境をつくる条例	H7.4.4 (H21.7.1)			<ul style="list-style-type: none"> ●市民等は、第12条第1項の環境美化促進重点地区内（小田原駅周辺）において、灰皿が設置されている喫煙場所以外で喫煙（火のついたたばこを所持する行為を含む。）をしてはならない。（第10条） ●違反者で、警告、命令に従わない者には、2万円以下の罰金（第28条） 	<ul style="list-style-type: none"> ●何人も、道路、河川、公園その他の公共施設及び他人が所有し、占有し、又は管理する場所に廃棄物（たばこの吸い殻等を含む）をみだりに投棄してはならない。（第10条） ●環境美化促進重点地区内（小田原駅周辺）において、空き缶等又は吸い殻等をみだりに投棄した者は、2万円以下の罰金（第28条）
茅ヶ崎市	<p>【茅ヶ崎市健康増進計画（H25～H32年度）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●基本目標 自立して生活するための健康の維持・増進 ●基本的視点 健康的な生活習慣づくり ●喫煙及び目指す姿 ・たばこの害を自覚して禁煙・節煙・分煙をしている。 ●地域の取り組み ・たばこの有害性や受動喫煙について伝えます。（学校、病院等） ・受動喫煙防止のため、たばこは決められた場所では吸えません。（地域全体） ・未成年者には、たばこを吸わせません。売しません。（地域全体） 	茅ヶ崎市市民の美しく健康的な生活環境を守る条例（きれいなちがさき条例）	H14.6.1				<ul style="list-style-type: none"> ●何人も、公共の場所等（公園、広場、道路、海岸、河川その他の公共の場所及び他人が所有し、又は管理する土地、建物若しくは工作物）をいう。にみだりに空き缶等又は吸い殻等を投棄し、又は放置してはならない。（第6条） ●違反者には、5万円以下の罰金（第22条）

自治体等の名称	基本計画等（喫煙に関する記載を抜粋）	名称	施行	規制内容			
				対象	屋外（路上喫煙・ポイ捨て禁止以外）	路上喫煙（網掛け＝罰則なし）	ポイ捨て禁止（網掛け＝罰則なし）
返州市	<p>【返州市健康増進計画（H25～H34年度）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●基本理念 「医療・保健・福祉が連携した安心・健康長寿のまち」 ●健康づくりの取組み ・学童（7～12歳）・思春期（13～19歳）喫煙については、 <ul style="list-style-type: none"> ・受動喫煙対策や有害性について伝える必要性あり ・「容赦ないたばこが入るべきでないよう考えるべき」 ・「COPDについての知識普及が必要」 ・青年期（20～39歳）・壮年期（40～64歳） <ul style="list-style-type: none"> ・男女ともにやめたいと思っている人が多いことから、「市役所内全面禁煙」など禁煙の取組みの推進が必要 ・高齢期（65歳以上） <ul style="list-style-type: none"> ・高齢でも元気で喫煙している人がいることを理由にして禁煙しない。～中略～サークルに入り外出することで日常習慣の悪循環を断ち切る 	返州市空き缶等に関する条例	H10.10.1			<p>【啓発活動促進要綱】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●何人も、公共の場所（道路、公園、広場、海岸その他公共の用に供する屋外の場所）において歩行中に喫煙しないよう努めなければならない。（第3条） 	<ul style="list-style-type: none"> ●何人も、空き缶等又は吸い殻等をみだりに捨ててはならない。（第7条） ●違反者には、2万円以下の罰金（第21条）
厚木市	<p>「厚木市健康増進計画（H28～H32年度）」</p> <ul style="list-style-type: none"> ●基本方針 ●生活習慣病の発症予防と重症化の予防 ●プランの展開 ・乳幼児期 受動喫煙をなくそう <ul style="list-style-type: none"> ・健康被害を受けやすい妊婦や乳児のいる家庭内や公共施設などでの受動喫煙防止のために、様々な機会等で禁煙、分煙の啓発 ・妊娠期や授乳期の飲酒・喫煙が、胎児や乳児に影響を与えることについて、正しい情報の提供 ・学童期・思春期 喫煙の健康被害を知ろう <ul style="list-style-type: none"> ・学校との連携による児童・生徒を対象に飲酒・喫煙の健康被害についての知識の普及 ・未成年者によるたばこの購入やアルコールの販売防止について、家庭や販売店などへの周知の徹底 ・成人期 適度な飲酒に心掛け禁煙に取り組もう <ul style="list-style-type: none"> ・喫煙が健康に及ぼす影響の理解や、知識の普及の強化 ・喫煙者及び非喫煙者も含め、たばこに対する正しい知識の啓発 	厚木市みんなで守る美しい環境のまちづくり条例	H15.10.1 (H22.4.1)			<ul style="list-style-type: none"> ●何人も、第17条の2に規定する路上喫煙禁止区域（本厚木駅、愛甲石田駅の周辺）において喫煙(火の付いたたばこを持つ行為を含む。以下同じ。)をしてはならない。ただし、当該区域内における自動車の車内での喫煙については、この限りでない。（第16条） 	<ul style="list-style-type: none"> ●何人も、ポイ捨てをしてはならない。（第6条） ●ポイ捨てに係る命令に従わなかった者には、2万円以下の罰金（第24条）
三浦市		「まちをきれいに」みんなで守る条例	H15.7.1				<ul style="list-style-type: none"> ●何人も、公共の場所等（公園、広場、道路、海岸その他の公共の用に供する場所及び他人が所有し、又は管理する土地、建物若しくは工作物）にみだりに空き缶等、吸い殻等又は調理くず等を投棄し、又は放置してはならない。（第6条） ●違反者への罰則はなし
秦野市	<p>「健康はだの21（H25～H29年度）」</p> <ul style="list-style-type: none"> ●健康づくりポイント10か条 ・たばこを吸わないようにしましょう ☆たばこは健康への害が大きいことから、吸わないことが大切です。 ☆「たばこは体に悪いよ」と積極的に伝えましょう。 	秦野市ごみの散乱防止等に関する条例	H9.4.1				<ul style="list-style-type: none"> ●何人も、道路、広場、公園、河川その他の公共施設又は他人が所有し、若しくは占有する土地に廃棄物をみだりに捨て、及びその公共施設又はその土地を自己が飼養する犬その他愛がん用動物のふん等で汚してはならない。（第6条） ●第6条の規定に違反して空き缶等若しくは吸い殻等をみだりに捨てた者には、2万円以下の罰金（第20条）
大和市	<p>【大和市健康都市プログラム（H26～H30年度）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●目標 「人の健康」、「まちの健康」、「社会の健康」 ●リーディングプログラムと ●重点施策 ①-1 市街地快適空間の創造 <ul style="list-style-type: none"> ・路上喫煙重点禁止区域と禁止区域を設定し、路上での喫煙を規制することにより、清潔で、誰もが安全、安心を感じられる快適な生活環境を保持します。 	大和市路上喫煙の防止に関する条例	H20.10.1			<ul style="list-style-type: none"> ●市民等は、禁止区域（駅や小・中学校周辺）及び重点禁止区域（特に人の通りが多い区域）において路上喫煙をしてはならない。（第10条） ●違反者には、2千円の過料（第12条） 	
		大和市ポイ捨て等の防止に関する条例	H22.10.1				<ul style="list-style-type: none"> ●何人も、公共の場所等（道路、広場、公園、河川その他の公共の用に供される場所及び他人が所有し、又は管理する土地、建物又は工作物）にポイ捨て等をしてはならない。（第8条） ●違反者で、勸告、命令に従わない者には2万円の罰金（第12条）
伊勢原市	<p>【健康いせはら21（H25～H29年度）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●基本目標2 生活習慣病の予防と改善 (2) 生活習慣病の改善と悪化予防 <ul style="list-style-type: none"> ・疾病悪化予防のため、過度な飲酒は控え、喫煙はやめよう。 	伊勢原市ごみ処理等の適正化及びポイ捨て等の防止に関する条例	H7.4.1 (H25.10.1)			<p>【喫煙者の責務（第30条）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●何人も、公共の場所（公園、広場、道路、河川その他の公共の用に供する場所）において、歩行するとき又は自転車等で走行するときは、喫煙(火の付いたたばこを所持する行為を含む。以下同じ。)をしないよう努めなければならない。 ●公共の場所において喫煙しようとする者は、携帯用灰皿を携帯し、又は灰皿が設置されている場所で喫煙するとともに、他人に迷惑をかけないよう努めなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ●何人も、公共の場所及び他人が所有し、占有し、又は管理する土地(第29条において「他人の土地」という。)にポイ捨てをしてはならない。（第24条）

自治体等の名称	基本計画等（喫煙に関する記載を抜粋）	名称	施行	規制内容			
				対象	屋外（路上喫煙・ポイ捨て禁止以外）	路上喫煙（網掛け＝罰則なし）	ポイ捨て禁止（網掛け＝罰則なし）
海老名市	<p>【海老名市スポーツ健康推進計画（H25～H34年度）】</p> <p>●第5章 健康増進計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防 1-2 COPD（慢性閉塞性肺疾患）対策の推進 【自分・家族でできること】 ○ 受動喫煙防止のための取り組みを行う。 ○ 妊婦や未成年者の近くでたばこを吸わない。 ○ 未成年者にたばこを吸わせない。 ○ 妊娠中、妊娠前にはたばこを吸わない。 <p>【地域でできること】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 喫煙所の設置、分煙対策の推進。 ○ 分煙についての周知活動。 ○ 学校や関係団体、保護者等が連携し、子ども喫煙防止活動の推進。 	海老名市まちの美化に関する条例	H11.10.1				<ul style="list-style-type: none"> ●何人も、道路、広場、公園、河川その他の公共の場又は他人が所有し、占有し、又は管理する土地に空き缶等及び吸い殻等をみだりに捨て、及び自己が飼養し、又は保管する犬などの愛がん動物のふん等で汚してはならない。（第9条） ●違反者には、2万円以下の罰金（第30条）
南足柄市	<p>【第2次南足柄げんき計画（H27～H35年度）】</p> <p>●基本理念（南足柄市がめざす姿）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する社会習慣及び社会環境の改善 ●<取組み> 禁煙にチャレンジしましょう！ <p>【家庭】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. たばこの害を理解し、たばこの煙から家族を守りましょう。 2. 家族の前でたばこを吸わないようし、家庭内での禁煙または分煙を徹底しましょう。 3. 家族の禁煙を応援しましょう。 <p>【地域】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 禁煙または分煙を徹底し、受動喫煙を防ぐ環境を整えましょう。 <ul style="list-style-type: none"> ・地域の公共施設での禁煙や分煙を徹底しましょう。 ・子どもや妊婦の近くでは、たばこを吸わないようにしましょう。 2. 仲間同士で禁煙を勧め、応援しましょう。 3. たばこ販売店は未成年者にたばこを販売しないようにしましょう。 4. 医療機関や薬局は、禁煙するための禁煙補助剤を紹介するなど、禁煙を支援しましょう。 5. 地域関係者間のネットワークづくりを進め、たばこの害から守っていきましょう。 <p>【企業】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 社員にたばこ受動喫煙の害について正しい知識を普及しましょう 2. 職場における分煙や禁煙を進めましょう。 	南足柄市美しい環境をつくる条例	H9.7.1				<ul style="list-style-type: none"> ●何人も、空き缶等、吸い殻等その他の廃棄物をみだりに投棄してはならない。（第8条）
綾瀬市	<p>【みやせ健康・食育プラン（H26～H30年度）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●基本方針 のぼそ！健康寿命～健康寿命の延伸～ ●重点目標 禁煙をすすめよう。 ●行動喫煙 禁煙をすすめよう。 ●COPD（慢性閉塞性肺疾患）について知ろう。 	綾瀬市ごみの投棄防止によるきれいなまちづくり条例	H19.7.1				<ul style="list-style-type: none"> ●何人も、公共の場所等（道路、公園、広場、河川その他の公共の場所及び他人が所有し、占有し、又は管理する土地、建物等）に空き缶等及び吸い殻等をみだりに捨ててはならない。（第8条） ●違反者には、2万円以下の罰金（第13条）
寒川町	<p>【さむかわ元気プラン（H20～H29年度）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●基本目標 生活習慣の改善（健康で元気がきる） ●具体的な取り組み ・幼年期 たばこやアルコールの害を正しく理解する ・少年期 受動喫煙をしない、させない ・青年期 未成年は喫煙、飲酒絶対しない、喫煙、飲酒がおよぼす健康への影響を理解する ・壮年期 喫煙をしない 喫煙をするときはマナーを守る 長年の喫煙はCOPDの原因になることを知る ・中年期 たばこは吸わない 喫煙はマナーを守り、禁煙はいつだって何度でもチャレンジする 	寒川町住みよい環境を守り育てるまちづくり条例	H19.7.1				<ul style="list-style-type: none"> ●何人も、公共の場所等（町内の公園、広場、道路、河川その他の公共の場所及び他人が所有し、又は管理する土地、建物若しくは工作物）にポイ捨てをしてはならない。（第8条） ●違反者には、2万円以下の罰金
葉山町	<p>【葉山町健康増進計画（H25～H29年度）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●基本理念 「健康なまち 食育のまち 葉山」を創っていきます 	葉山町の美化促進に関する条例	H13.6.1				<ul style="list-style-type: none"> ●何人も、空き缶等又は吸い殻等をみだりに捨ててはならない。（第7条） ●違反者には、2万円以下の罰金（第20条）
大磯町	<p>【大磯町健康増進計画（H24～H28年度）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●基本方針 （3）疾病予防を重視した健康づくり ●分野別の健康づくり ・公共施設内での禁煙、受動喫煙防止のための普及啓発、たばこやアルコールの影響に関する情報提供など 	大磯町美しいまちづくり条例	H24.4.1			<ul style="list-style-type: none"> ●何人も、禁止区域においては、定められた場所以外の場所で喫煙をしてはならない。（第8条） ●何人も、海水浴場内では、灰皿が設置されている喫煙場所以外で喫煙をしてはならない。（第9条） ●違反者で、勧告、命令に従わない者には、2万円以下の罰金（第22条） 	<ul style="list-style-type: none"> ●何人も、公共の場所等（公園、広場、道路、河川、海岸その他の公共の用に供する場所（以下「公共の場所」という。）及び他人が所有し、占有し、又は管理する土地、建築物その他の工作物）に空き缶等又は吸い殻等を放置し、又は投棄してはならない。（第10条） ●違反者で、勧告、命令に従わない者には、2万円以下の罰金（第22条）
松田町	<p>【松田町健康増進計画（H26～H35年度）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●基本方針 ・町民がお互いに、健康な生活を意識し、自主的に健康維持、増進に努められる、人づくり、まちづくりを目指します。 	松田町まちづくり条例	H9.4.1				<ul style="list-style-type: none"> ●町民及び旅行者その他の滞在者は、みだりに空き缶、空き瓶、紙くず、たばこの吸い殻、チューインガム等のごみを投げ捨て、又は散乱させてはならない。（第16条） ●違反者への罰則なし

自治体等の名称	基本計画等（喫煙に関する記載を抜粋）	名称	施行	規制内容			
				対象	屋外（路上喫煙・ポイ捨て禁止以外）	路上喫煙（網掛け＝罰則なし）	ポイ捨て禁止（網掛け＝罰則なし）
山北町	—	安全で安心な住みよいまちづくり条例	H15.4.1				●住みよいまちづくりを進めるため、町民等は、公共の場所等（町内の道路、公園、広場、河川、その他の公共の場所）にみだりに吸い殻、空き缶等又は調理くず等を投棄し、若しくは落書きをしてはならない。（第8条） ●違反者への罰則なし
開成町	—	開成町きれいなまちをつくる条例	H21.7.1				●何人も、公共の場所等（道路、広場、公園、河川、水路その他公共の用に供する場所及び他人が所有し、占有し、又は管理する土地又は建築物その他の工作物）にみだりに空き缶等又は吸殻等を投棄し、又は放置してはならない。（第8条） ●違反者には、2万円以下の罰金
箱根町	【健康・食育はこね21（H21～H30年度）】 ●基本理念 「健康都市・箱根」の実現をめざす ●たばこ・COPD（具体的な取組み） （個人・家族でできること） ・喫煙が身体に与える悪影響を知りましょう ・禁煙を志す人は外来に通うなど、進んで禁煙に取り組みましょう ・家族や友人など、身近に禁煙を勧めましょう ・未成年は絶対喫煙していません ・妊婦は喫煙をしないようにしましょう ・日常生活における受動喫煙を避け、禁煙をしている人をサポートしましょう ・COPDについての正しい知識を身につけましょう ・喫煙者は、咳やたん、息切れなどの症状がある場合は、COPDを疑い医療機関を受診しましょう 【地域でできること】 ・職域において、未成年者や妊産婦に対し、たばこを売らない、吸わせない、買わせない環境づくりをしましょう ・地域や職域において、禁煙・分煙に取り組みましょう ・受動喫煙防止のため、飲食店などで禁煙・分煙を徹底しましょう ・COPDの症状がある人には、医療機関を受診するよう家庭、地域で呼びかけをしましょう	箱根町をきれいにする条例	H13.10.1				●町民及び滞在者は、道路、河川、広場、公園、湖沼その他の公共の場所又は他人が所有し、占有し、又は管理する場所に廃棄物をみだりに投棄してはならない。（第8条） ●違反者には、2万円以下の罰金（第22条）
湯河原町	【ゆがわら健康プラン（H28～H32年度）】 ●基本理念 ・町民がともに支えあい健康な生涯を送れるよう地域の健康づくりを推進し、「湯けむりと笑顔あふれる四季彩のまち 湯河原」を実現する。	湯河原町の環境美化促進に関する条例	H10.4.1				●何人も、公共の場所等（公園、広場、道路、海岸、河川その他公共の場所及び他人が所有し、占有し、又は管理する土地又は建物）に廃棄物をみだりに投棄してはならない。（第10条） ●違反者への罰金なし
愛川町	【愛川町健康プラン（第2期）（H23～H28年度）】 ●たばこ対策の基本方針 ・たばこは、がんや循環器病など多くの疾患と関連があるほか、妊娠に関連した異常の危険因子です。 ・たばこの健康影響についての十分な知識の普及、未成年者の喫煙防止のほか、国や県の方向性を踏まえて、受動喫煙を防止するための環境づくりをより一層進めます。 ●行動目標 ・たばこの有害性を理解し、禁煙又は節煙を心がけよう！ ・他人の健康に配慮し、マナーある喫煙を！ ●指標 ・たばこの煙は、大人よりも、子どものからだに悪いことを知っている小中学生の増加 H21 72.0% ⇒ H28 79.0% ・「たばこを吸うとわかりやすくなる」という疾患を知っている人の増加 肺がん H21 81.6% ⇒ H28 100.0% ・喫煙者のうち、吸う場所や周囲への気遣いについて「気をつけている」という人（喫煙者）の増加 H21 71.8% ⇒ H28 100.0%	愛川町みんなを守る環境美化のまち条例	H24.4.1				●何人も、公共の場所等（河川、道路、公園、広場その他の公共の用に供される場所及び他人が所有し、占有し、又は管理する土地、建物又はその他の工作物）にポイ捨てをしてはならない。（第7条） ●違反者で、勧告、命令に従わない者には、2万円以下の罰金
合計		制定市町：(33市町村中) 27市町			13	28	

※ 路上喫煙規制条例制定：15市町、うち、過料または罰則付き路上喫煙規制条例制定：9市町

※ 未制定市町村（6市町村）：座間市、二宮町、中井町、大井町、真鶴町、清川村

※ 未制定市町村（6市町村）：座間市、二宮町、中井町、大井町、真鶴町、清川村